

# 介護保険

高齢社会に対応し、社会全体で介護を支えるための仕組みとしてスタートした介護保険制度も4年目を迎え、さまざまな介護サービスが利用されています。今後も、介護が必要な方に、適切なサービスを利用していただくため、介護保険や生活支援事業などの概要についてお知らせします。

## 介護保険のしくみ

介護保険は、町が保険者となり、みんなで支えていく制度です。全体の費用のうちの半分を保険料として40歳以上の方に納めていただき、残りを国・県・町からの公費負担で賄い、介護が必要となったときに介護サービスが利用できるしくみです。  
**対象者** 65歳以上の第1号被保険者の方と40歳から64歳までの第2号被保険者で、寝たきりや痴ほうなどにより介護が必要になった方。ただし、第2号被保険者は初老期の痴ほうなどの特定疾病が原因で同様な状態となった方が対象となります。  
**申請からサービスの利用**  
\*下表①参照  
利用できるサービス

在宅サービス \*下表②参照  
施設サービス

**利用料** 原則として受けたサービスの費用の1割を負担していただきます。施設に入所した場合は費用の1割のほかに食費を負担していただきます。なお、1割の負担が高くなる場合は月額3万7200円の負担を上限とします。また、所得の低い方に対しては上限額が低くなります。

**高額介護サービス費** 同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額が高額になり一定額を超えたときは、「高額介護サービス費」として後から支給されます。  
該当する方には町から「高額介護サービス費等支給申請書」を送付いたします。

## ②介護保険で利用できるサービス

**在宅サービス**  
(要介護認定の結果「要支援」以上の認定を受けた方が対象)

**自宅を訪問するサービス**  
\*訪問介護(ヘルパーの派遣)  
\*訪問看護(看護師の派遣)  
\*訪問リハビリテーション(専門職の訪問)  
\*訪問入浴介護(入浴サービス業者の訪問)  
\*居宅療養管理指導(医師などの訪問指導)

**日帰りのサービス**  
\*デイサービス(特別養護老人ホームなどでの通所介護)  
\*デイケア(老人保健施設などでの通所リハビリ)

**ショートステイ**  
\*特別養護老人ホームや老人保健施設への短期入所

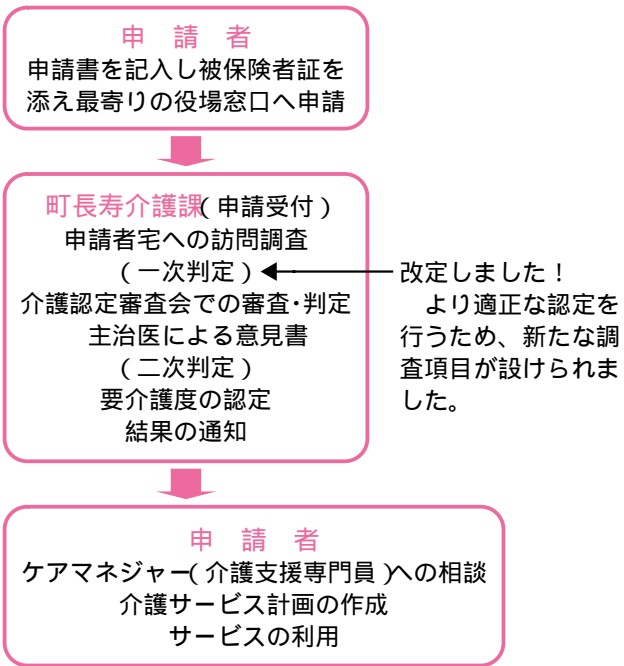
**福祉用具の貸与・購入、住宅改修**  
\*車椅子などの貸与や入浴用のいすの購入費の支給  
\*手すりの取り付けなどの住宅改修費の支給

貸与の種類が増えました!  
「段差解消機」「立ち上がり用いす」など5つの用具が貸与種目に追加されました

**施設サービス**  
(要介護認定の結果「要介護1」以上の認定を受けた方が対象)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
介護老人保健施設(老人保健施設)  
介護療養型医療施設(介護職員が応分に配置された医療施設)  
などへの入所、入院

## ①介護保険の申請からサービス利用まで



## 介護保険で

### 快適・安全な住宅生活を

介護保険の在宅サービスの中で、要介護状態区分にかかわらず定額の基準限度額の範囲内で受けられる、「福祉用具の購入」と「住宅の改修」についてお知らせします。

#### 福祉用具の購入

自立を支援するため次の福祉用具を購入した場合に対象となります。支給限度基準額は1年間を単位として10万円です。  
\*腰掛けの便座  
\*特殊尿器  
\*入浴補助用具(入浴用いす・浴槽内手すりなど)  
\*簡易浴槽  
\*移動用リフトのつり具部分

#### 住宅の改修

次の小規模な住宅の改修が対

象となります。支給限度基準額は、原則20万円です。  
\*廊下や階段、浴室などへの手すり設置  
\*床などの段差解消、スロープの設置  
\*滑り防止の床材・塗装材の変更  
\*引き戸などへの扉の取替  
\*洋式便器への取替

**給付方法** いったん、費用の全額を支払っていただき、後ほどかかった費用の9割を町から給付します。(1割が自己負担になります)  
**申請方法** 被保険者証を持参し、申請書と領収書などの添付書類を提出していただきます。なお、施工の際には、ケアマネジャーに相談し必ず事前に長寿介護課へ連絡をしてください。

## 介護保険サービス

### 利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスや施設介護サービス(食費を除く)と福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。  
**対象者** 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など

**助成内容** 利用者負担の1/2(ただし、居宅サービス費と施設サービス費にあっては高額サービス費算定基準額の1/2を限度とします。)

## 介護保険対象外の

### 方々へのサービスです

日常生活で何らかの援助を必要とする高齢者などの方で、介護保険制度の要介護認定の結果「非該当(自立)」と認定された方や、年齢や疾病の状況により介護保険の認定基準に合わない方のうち、在宅生活で援助が必要な方を対象に、介護保険制度とは別に次の福祉サービスを行っていますのでご利用ください。

#### 生活支援ホームヘルプサービス

ホームヘルパーによる調理・衣類の洗濯・居室の掃除など軽易な日常生活の援助を受けることができます。  
**利用料** 世帯の所得状況に応じて1回あたり無料から290円まで  
**利用回数** 週1回を基本

#### 生活支援デイサービス

箱根老人ホーム内のケアセンターで、生活指導や入浴・給食などのサービスを受けることができます。



#### 生活支援短期入所サービス

介護者の事情により、一時的に在宅での介護ができなくなったときに、町が委託している特別養護老人ホームに入所することがあります。  
**入所施設** 箱根老人ホーム、陽光の園(小田原市)  
**利用料** 世帯の所得状況に応じて1日あたり無料から2740円まで  
**利用日数** 原則として年7日以内

## ホームヘルパーの資格取得を支援します

介護が必要な高齢者に対して日常生活の手助けを行う、ホームヘルパーの資格を取得する際の受講費用の一部を補助していただきます。  
介護の仕方を習い、ホームヘルパーの資格を取得しようとする方は、ぜひこの制度をご利用ください。  
**対象者** 現在在宅で介護している方や、以前に介護していた経

験のある方  
**対象講座** 2級・3級ヘルパー養成研修  
**対象経費** 受講料のみ(テキスト代、実習費は除く)  
**補助金額** 1件あたり3万円を上限とします。  
詳しいことは、**長寿介護課**、**5・7790へお問い合わせください**